

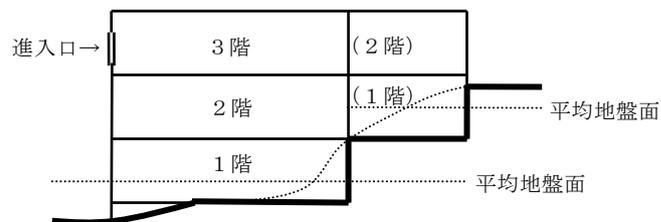
## 第8 非常用の進入口

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取り扱いについては、建築主事等の執務上の取り扱いによることとなった。

## 1 設置対象

- (1) 建築物の同一の階が、平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が3階以上の階である場合は、当該階を3階以上の階として、建基政令第126条の6に定める非常用の進入口（以下「進入口」という。）を設けるものであること。

（第8-1図参照）



第8-1図

- (2) 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31m以下の階には進入口を設けること。◆

- (3) 共同住宅において次の各号の一に該当する場合は、進入口を設置しないことができるものであること。（昭和46年11月30日 住建住指第1842号）

ア 各住戸に進入可能なバルコニーを設けること。なお、「バルコニーへの進入」は次により取り扱うこと。

- ① 進入可能なバルコニーは、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路に面していること。
- ② バルコニーの手すり高さは、バルコニーFLからの上端が1200以下であること。
- ③ バルコニー手すり上部の進入可能な空間が有効幅75cm、高さ1m20cm又は1mの円が内接できる大きさ以上であること。
- ④ ①の進入開口部から各住戸のバルコニーへ20m以内で到達できること（すべての住戸のバルコニーが①の通路に面している必要はない）。
- ⑤ ④のバルコニーの幅員は75cmとし、経路上に設置される隣接住戸間の隔て板等については、容易に破壊できる材質（ケイ酸カルシウム板で厚さ5mm以下等）とし、有効寸法を③の開口部以上とし、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。

イ 階段室型共同住宅にあつては、各階段室に進入可能な開口部を設けること。

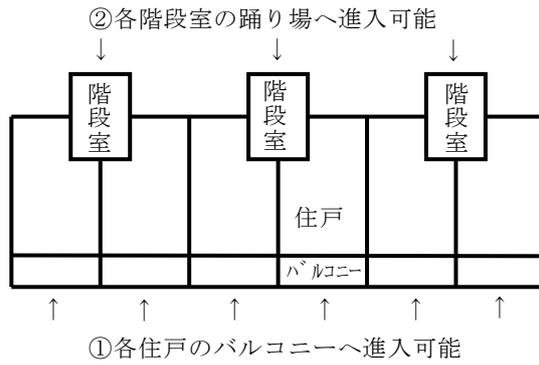
ウ 廊下型共同住宅にあつては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を、各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けること。

※ 前アからウまでにいう「進入可能」とは、建基政令第126条の6第2号のかっこ書きに示す構造とする。

（参考）

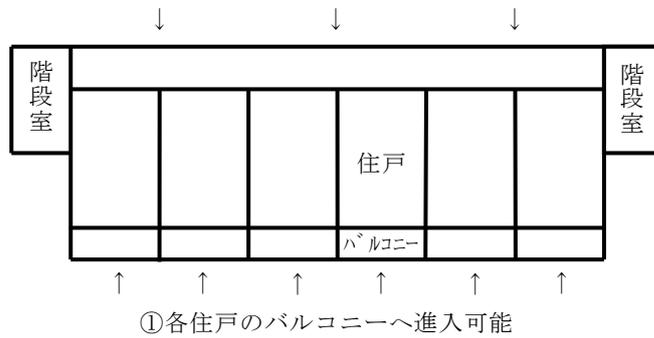
各住棟ごとに①、②又は③のいずれかの方法で進入可能である場合には、その他の外壁面に窓その他の開口部を設けなくても建基政令第126条の6第2号の規定に該当する。

(1) 階段室型住棟

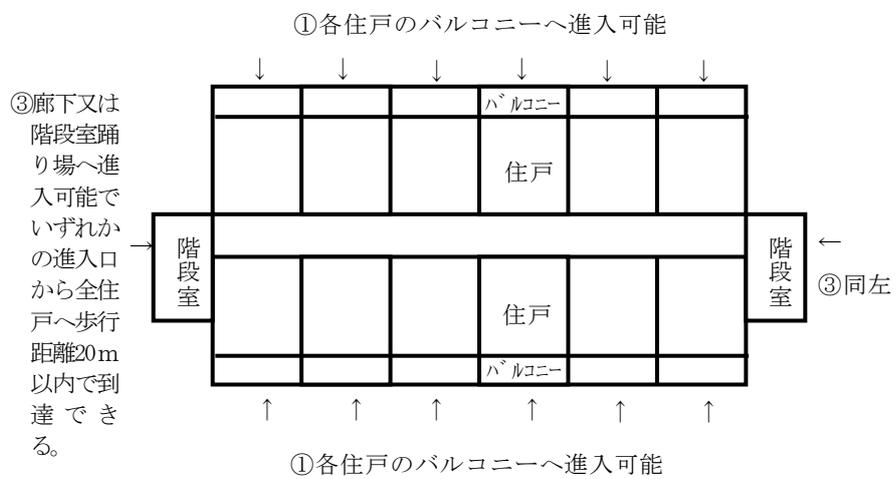


(2) 片廊下型住棟

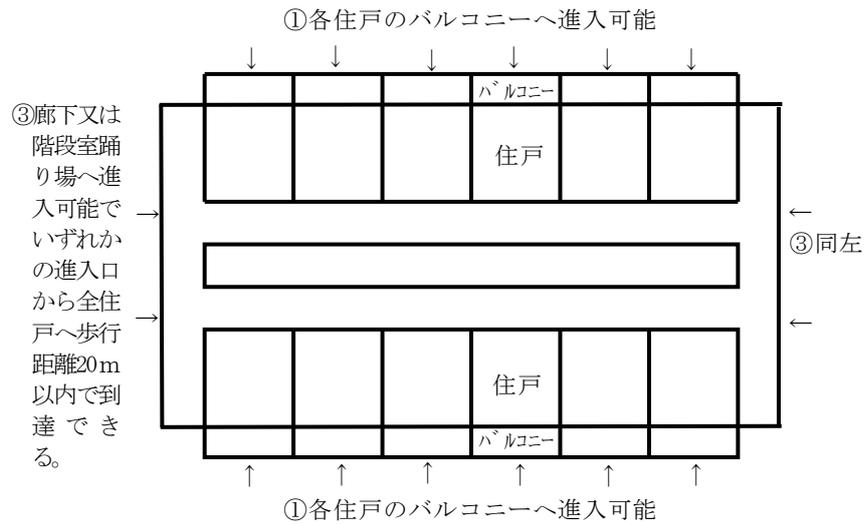
③廊下又は階段室踊り場へ進入可能で、いずれかの進入口から全住戸へ歩行距離20m以内で到達できる。



(3) 中廊下型住棟



(4) ツイン型住棟



2 道又は道に通じる通路等

建基政令第126条の6第2号及び第126条の7第1号に定める「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地」は、次によること。

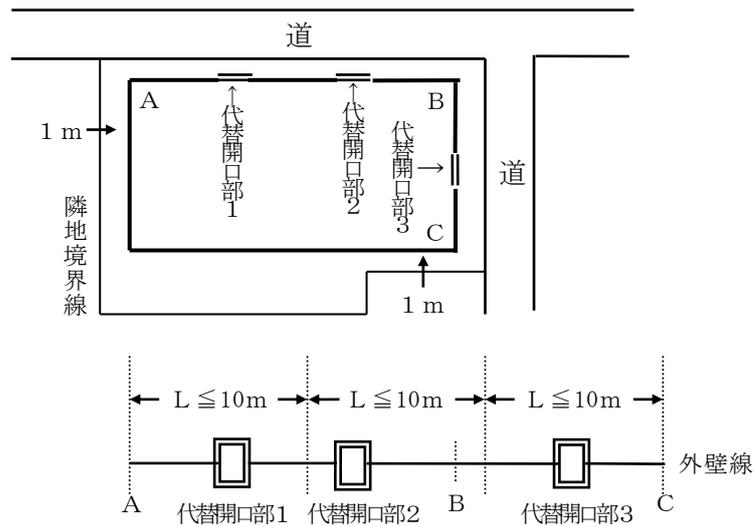
- (1) 道は、幅員4m未満のものを含むものであること。
- (2) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面を有する建築物には、消防活動の目的から両方の外壁面に開口部を設けるよう指導すること。
- (3) 庭園、屋外駐車場等は、通路その他の空地に含まれるものであること。
- (4) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の空地に含まれないものであること。
- (5) 幅員4m以上の通路によって道に通じている建築物の中庭は、当該中庭が通路その他の空地に含まれるものであること。

3 代替開口部

建基政令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」（以下「代替開口部」という。）は、次によること。

- (1) 床面から代替開口部の下端までの高さは、1.2m以下であること。
- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積とすること。ただし、当該手すり等が外部から容易に外すことのできる方式のものにあつては、この限りでない。
- (3) 代替開口部は、原則として同一階の同一外壁面において進入口との混用はできないものであるが、代替開口部と進入口の間隔を25m以下とすることにより、併設することができるものであること。
- (4) 開口部の構造は、「第4 無窓階の取り扱い」2を準用すること。
- (5) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が20cmの正三角形の表示を設けること。ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保される場合を除く。

- (6) 代替開口部は、壁面を10m以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意的な位置に設けること。（第8-2図参照）

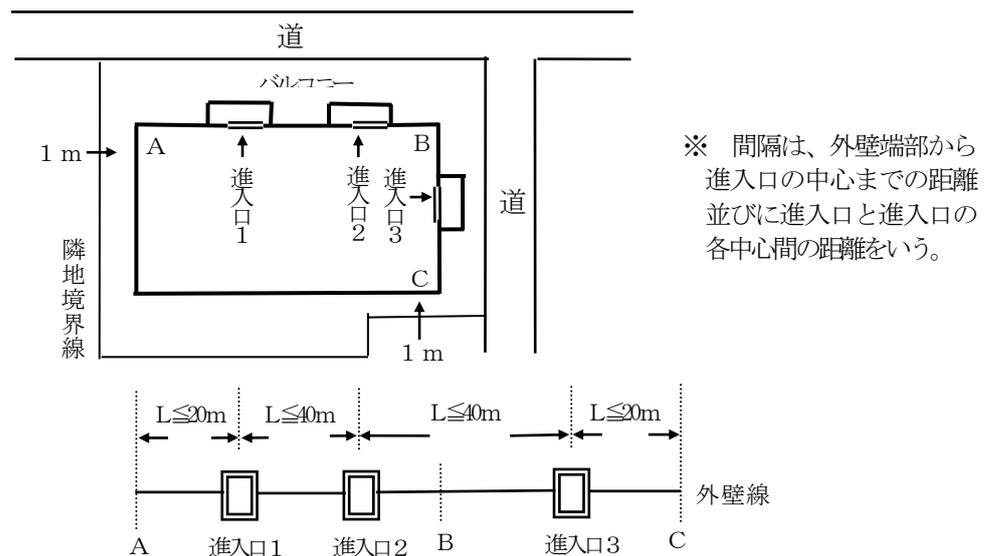


第8-2図

4 進入口の間隔、構造

- (1) 進入口の間隔は、次によること。

- ア 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。
- イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から20m以内とすること。（第8-3図参照）



第8-3図

- (2) 開口部の構造は、「第4 無窓階の取り扱い」2を準用すること。

- (3) バルコニーは、次によること。

- ア バルコニーには、手すりを設け、その高さは概ね1.1mとすること。
- イ 建基政令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

## 5 非常用の進入口の設置を要しない階

建基政令第126条の6の規定に基づき、非常用の進入口の設置を要しない階は、その直上階又は直下階から進入することができるもので、不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は次の国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階は、次に掲げるものであること。

- (1) 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより、周囲に著しい危害を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物
  - イ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物
  - ウ 爆発物を取り扱う建築物
  - エ 変電所
- (2) 次に掲げる用途に供する階（階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を1の階とみなした場合に建基政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合するものに限る。）に進入口を設けることにより、その目的の実現が図られないもの
  - ア 冷蔵倉庫
  - イ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途
  - ウ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途
  - エ 無響室、電磁遮へい室、無菌室その他これらに類する用途

（平成12年5月31日 建設省告示第1438号）

※ 保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。